

坂東市立岩井中学校いじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

「いじめは、どこでも誰にでも起こり得る」という認識に立ち、本校生徒が好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく安定した学校生活を送ることができることを願い、本方針を策定するものである。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに、「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、生徒、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた生徒に共感し、その立場に立つて行うことが必要である。

3 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせ得る。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒が自他ともにいじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育みいじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった断続的な取り組みが必要である。特に家庭事情による転居や障がいの有無など、人権に関わる問題については、注意深く対応していく必要がある。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われていることを認識することが必要である。

(3) いじめの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を複数で確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や市教委への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との情報共有と連携が必要である。

(4) いじめの種類

- ① 冷やかす・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる【言葉】
- ② 仲間はずれ、集団による無視【仲間はずれ】
- ③ (軽く)ぶつかられたり、(遊ぶふりをして)叩かれたり、蹴られたりする【暴力・小暴力】
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
【恐喝】【悪戯】【盗難】【損壊】
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする【脅迫】【侮辱】【強要】
- ⑥ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
【誹謗中傷】【個人情報漏洩】【名誉毀損】
- ⑦ その他

第2 学校が実施する対策に関する事項

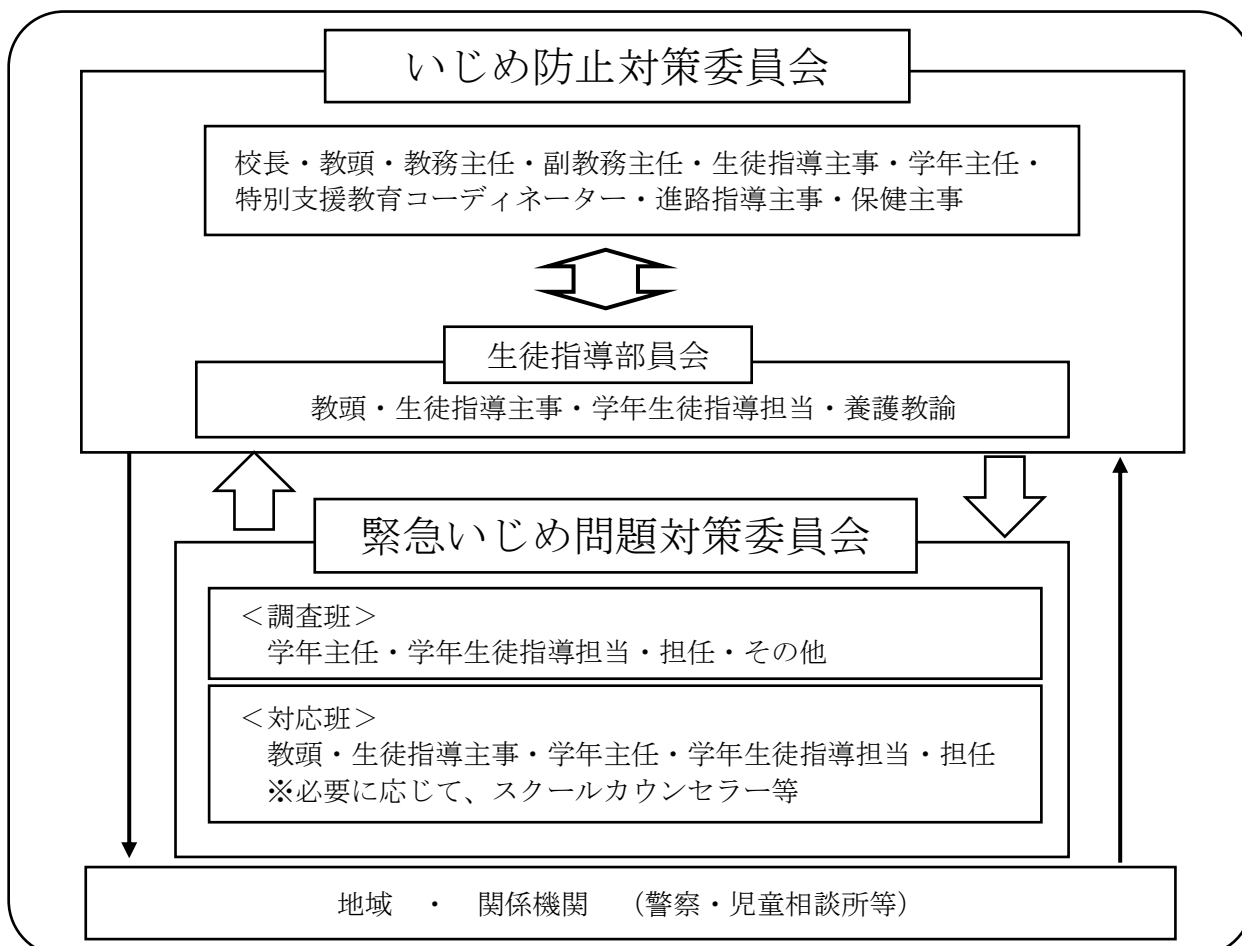
1 学校における防止等に関する取組

(1) いじめの「未然防止」「早期発見・早期解決」「再発防止」に向けた基本方針

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であるという重大認識を持ち、「いじめのない学校」の実現に努める。また、危機管理意識をもって、常に情報収集（早期発見）・共有化に努める。
- ② いじめが発生した場合には、いじめられた生徒の立場に立ち、気持ちに寄り添って「絶対に守り通す」ことを基本に、早期発見・早期対応・早期解決、再発防止に向けた指導支援を組織的に行っていく。
- ③ いじめが発生した場合、いじめた生徒に対しては、「いじめ行為は絶対に許されない」という毅然とした指導対応をするとともに、周囲の生徒に対しても、適切な指導を行い、二度といじめを起ささないよう立ち直りに向けた指導を徹底していく。また、解決状況について、観察・指導を継続的に行っていく。
- ④ 保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ発生時には早期発見・早期解決ができるよう連携協力を得ながら指導していく。また、必要により地域や関係機関との連携により指導にあたる。

2 校内体制「いじめ防止対策委員会」の設置と開催

(1) 組織



(2) 委員会の役割

① いじめ防止対策委員会

- ・ 情報交換による日常生活の把握し、早期発見に資すること
- ・ 発生した事案に対し、組織的に対応すること
- ・ いじめ防止取組に関することの検証及び評価改善に関すること
- ・ 家庭、地域への啓発活動に関すること

(3) 開催時期

- ・ 定例開催・・・いじめ防止対策委員会 : SC 来校日、生徒指導部会において情報交換
: 学期に 1 回開催し検証 (6 月・11 月・2 月)
- ・ 随時開催・・・情報キャッチまたは事案発生時は、速やかに開催

3 いじめ防止に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組 【資料 1】「いじめ防止取組の年間計画」を参照

- ① 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動・ボランティア活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ② 授業、行事、生徒会活動、部活動等において生徒の活動や努力を認め、自己存在感・自己肯定感を育むことができるよう努める。
- ③ 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ④ 情報モラル教育を推進し、生徒が携帯電話やスマートフォン等の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者とならぬよう継続的に指導する。
- ⑤ デジタルシティズンシップをもとに、情報を活用する上での注意点をしっかりと指導する。
- ⑥ 他者との関わりやコミュニケーション能力を養う体験活動、生命や人権を大切にするボランティア活動の体系的・計画的な実施を充実させる。
- ⑦ 「いじめをさせない、見逃さない、許さない」という正義と常識を持った教職員としての組織的な危機管理意識の醸成・高揚を図る。
- ⑧ 常に開かれた学校づくりに努め、保護者・地域・関係機関からも情報や意見を求めながら、健全育成に関わる連携を強化する。

(2) 早期発見の取組 【資料 1】「いじめ防止取組の年間計画」を参照

- ① 生活アンケート(生徒)を実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。(毎月)
- ② 三者面談や二者相談を実施し、生徒及び保護者との信頼関係を築き、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ 教育相談を通して、全職員が日頃より学校生活における生徒の人間関係の把握に努める。
- ④ スクールカウンセラーの周知やいじめ電話相談等の外部機関の紹介を通して、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ⑤ 顕著な遅刻や早退を繰り返す生徒、連続して 2 日欠席した生徒、また、保健室の利用が多い生徒について、積極的な家庭連絡・家庭訪問を行う。

(3) いじめに対する措置 【資料 2】「いじめ問題等への基本的な対応の流れ」を参照

- ① いじめの発見・通報を受けたら、直ちに「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ② 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

[いじめの解消]

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

上記いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒および加害生徒については日常的に注意深く観察する必要がある。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

② 相当の期間学校を欠席することを余議なくされている場合

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日以上欠席を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席している場合には、上記目安に関わらず迅速に調査する

(2) 重大事態への基本姿勢

① 平時からの備え

- ・ 年度初めに学校いじめ防止基本方針及び各種の法、条例を確認し、学校が行う重大事態への対応を確認する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針を入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者に説明する。
- ・ いじめ防止対策委員会において重大事態が発生した際の対処の在り方について確認する。
- ・ いじめ防止対策委員会が開催された際に記録や生徒への支援及び指導を行った際の記録は保存する。
- ・ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談、通報を行うことを年度初めに生徒及び保護者へ周知を行う。

② 調査を行うに当たっての基本姿勢

- ・ 公平・中立に調査を行うこと（調査体制の構築を含む）
- ・ 多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにすること
- ・ 事実関係を基に学校の設置者及び学校の日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し整理すること
- ・ 具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること

③ 重大事態調査中における学校の対応

- ・ 対象生徒を徹底して守り通すという決意で、関係生徒への見守りや心のケアを行う。
- ・ いじめ行為が明らかな場合は、いじめをやめさせ、関係生徒への指導及び支援を継続的に行う。
- ・ いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対応する。その際、「学校・警察連絡員（教頭）」が速やかに情報共有を行う。
- ・ 警察と連携した際には、市教育委員会にも情報共有する。

④対象生徒への接し方

- ・重大な被害（自殺や不登校等）が発生した際に、学校外のことで生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、学校は詳細な調査（※1）を行う。
- ・対象生徒及び保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、自らの対応を振り返り、検証し、再発防止に向けて取り組む。

⑤生徒・保護者からの申し立てを受けた場合の対応

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施、オンライン相談窓口の周知等により、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの申し立てがあった場合、聞き取りやアンケート調査でいじめの有無を確認する。
- ・いじめを受けた生徒が話しやすい場を設定し、共感的な態度で聞き取りを行う。
- ・聞き取りを行った教職員が抱え込むのではなく、速やかにいじめ防止対策委員会に報告し対応する。
- ・「いじめにより重大な被害が生じた」と申立てがあった時点で、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- ・学校が生徒へのいじめの事実を確認できていない場合でも「疑い」がある段階で調査を行う。

※1 自殺が起きてしまったときには、令和7年12月改訂「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」を基に、調査を行っていく。

5 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態発生時の初動対応

- ①重大事態を認知した場合、管理職は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。
- ② 全校体制による緊急対応
 - ・「いじめ対策委員会」が母体となり、以下の事項について役割分担して、市教育委員会と連携して全職員体制で対応する。
 - ・事態の状況確認、情報収集、情報整理
 - ・生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者の心のケア
 - ・関係機関との連携
- ③ 市教育委員会との連携
 - ・情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
 - ・臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的要請
 - ・県教育委員会や警察などとの連携についての要請

(2) 学校による調査

法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

① 調査の組織

「重大事態対応緊急いじめ問題対策委員会」を設置して各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。

- ・第三者を加えた調査組織とする。市教育委員会の支援を受け、公平性・中立性の確保された法律、医療、審理、福祉等の専門的見地から充実した調査を行うことができる専門家を加える。ただし、学校に派遣されているスクールカウンセラーは除く。

② 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(3) 留意事項

① 心のケア

いじめられた生徒及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行し、必要に応じて市教育委員会にスクールカウンセラー等を依頼する。

② 調査にあたっての説明等

いじめられた生徒及び保護者に対して調査方法や調査内容について十分説明し、合意を得ておく。調査結果についても、適時・適切な方法で報告する。

③ 調査対象の生徒及び保護者に対して

調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

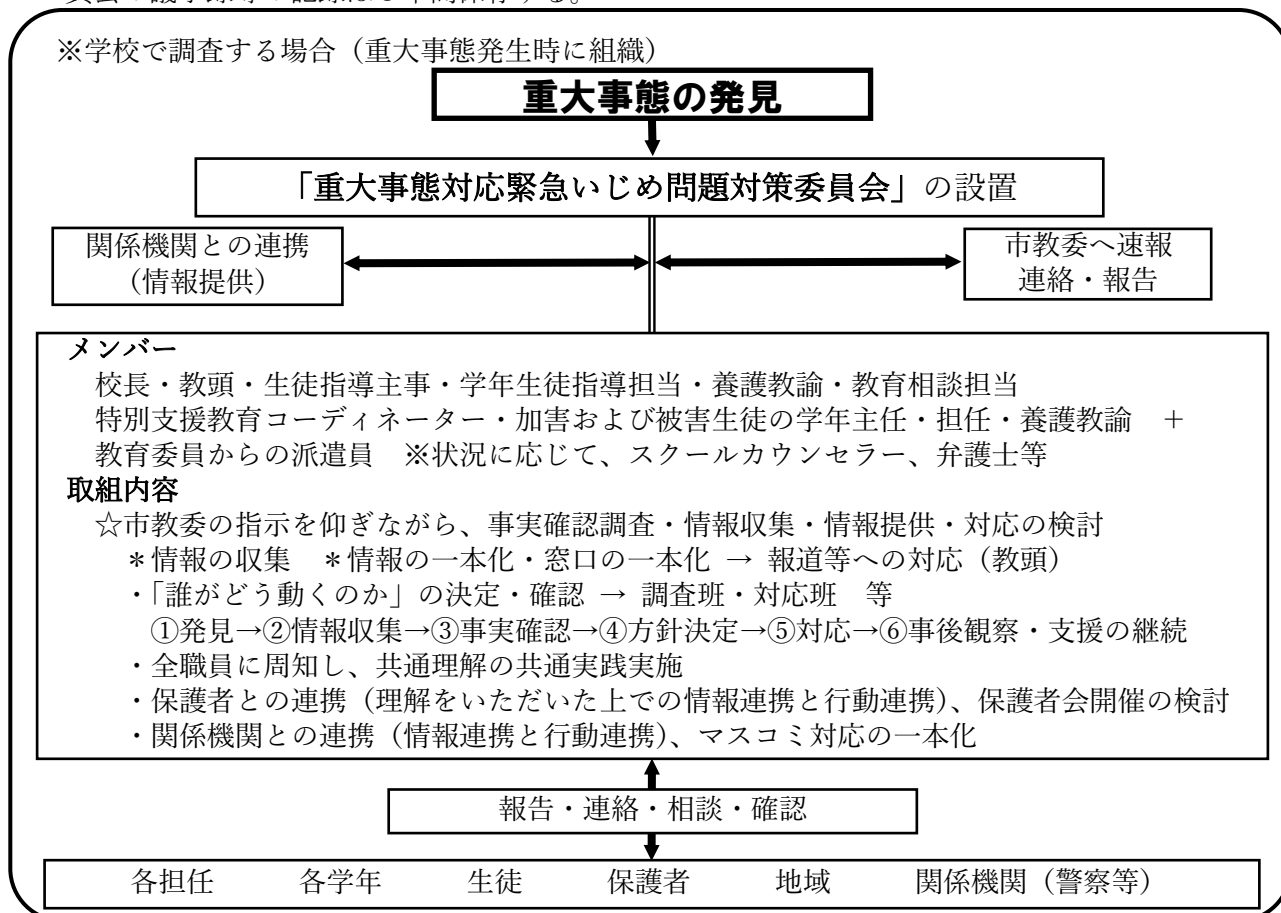
④ 報道取材の対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携をとりながら対応する。

⑤資料の収集・保存

定期的実施するアンケート、教育相談の記録、いじめの通報や面談の記録、いじめ防止対策委員会の議事録等の記録は5年間保存する。

※学校で調査する場合（重大事態発生時に組織）



6 対象生徒・保護者等に対する説明

(1) 対象生徒・保護者への事前説明

① 重大事態に当たると判断した後、速やかに説明・確認すること

- ・ 重大事態の別・根拠
- ・ 調査の目的
- ・ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ・ 調査事項の確認
- ・ 調査方法や調査対象者についての確認
- ・ 窓口となる担当者や連絡先の説明

② 調査組織の構成や調査委員の調査を行う体制が整った段階で説明すること

- ・ 調査の根拠、目的
- ・ 調査組織の構成
- ・ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ・ 調査事項・調査対象
- ・ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ・ 調査結果の提供
- ・ 調査終了後の対応

③ 対象生徒・保護者への説明にあたっての留意事項

・ 記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際は、事前に説明内容を対象生徒・保護者及び関係生徒・保護者に伝え、了解を得る。

(2) 関係生徒・保護者に対する説明

- ① 詳細な調査への協力を事前に関係生徒・保護者へ依頼する。
- ② いじめ行為の事実関係を否定している場合、本調査は民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、再発防止を目的とするものであると説明する。

(3) 調査結果の説明・公表

① 対象生徒・保護者に対する調査結果の説明

- ・ 調査報告書本体またはその概要版資料を提示するなどして口頭で説明する。
- ・ いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか、学校の対応の検証、再発防止策について説明する。
- ・ 対象生徒・保護者への説明に当たっては、個人情報保護法第70条に基づいて対応するとともに、市の個人情報保護・情報公開担当部局の意見を踏まえて検討する。
- ・ 調査結果の報告の後、対象生徒・保護者から所見書を合わせて市長へ提出することが可能であることを説明する。
- ・ 調査報告書の公表についての意向を確認する。

② いじめを行った生徒・保護者への調査結果の説明

③ 市長へ調査結果の報告及び公表

- ・ 市教育委員会を通して市長へ調査結果を報告する。
- ・ 対象生徒・保護者の所見書が提出されている場合は、併せて説明する。
- ・ 調査結果の公表に関しては対象生徒・保護者の意向に沿うようにする。

7 その他

年度末の学校評価において、常に改善を図っていく

【資料1】 いじめ防止対応の年間計画

	いじめ防止対策委員会 (生徒指導部会)	未然防止の取組 (学校・学年・学級・生徒)	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケート(まとめと分析) ○「いじめ防止対策基本方針」の内容の確認 ○生徒理解研修会① ○いじめ防止対策委員会①(生徒指導部会①) ○いじめ防止対策委員会②(生徒指導部会②) ○いじめ防止対策委員会③(生徒指導部会③) 	<ul style="list-style-type: none"> ○入学式 ○学級・学年開き ○生徒会・新入生歓迎会 ○スクールカウンセラー(SC)開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン相談窓口の生徒・保護者への周知 ○生活アンケートの実施 ○心の健康観察の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○入学式・PTA総会で「いじめ防止基本方針」の説明 ○授業参観 ○学校運営協議会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケート(まとめと分析) ○いじめ防止対策委員会④(生徒指導部会④) ○いじめ防止対策委員会⑤(生徒指導部会⑤) ○いじめ防止対策委員会⑥(生徒指導部会⑥) 	<ul style="list-style-type: none"> ○体育祭 ○ピア・サポート研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施 ○心の健康観察の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○体育祭
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○拡大いじめ防止対策委員会① ○生活アンケート(まとめと分析) ○いじめ防止対策委員会⑦(生徒指導部会⑦) ○いじめ防止対策委員会⑧(生徒指導部会⑧) ○いじめ防止対策委員会⑨(生徒指導部会⑨) ○いじめ防止対策委員会⑩(生徒指導部会⑩) ○いじめ防止対策委員会⑪(生徒指導部会⑪) 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中連絡会 ○市中総体 ○情報モラル教室 ○ピア・サポート研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施 ○心の健康観察の実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケート(まとめと分析) ○いじめ防止対策委員会⑫(生徒指導部会⑫) ○いじめ防止対策委員会⑬(生徒指導部会⑬) ○いじめ防止対策委員会⑭(生徒指導部会⑭) 	<ul style="list-style-type: none"> ○SOSの出し方に関する教育(全校) ○ピア・サポート研修 ○職場体験学習(2年) ○夏休み指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施 ○三者面談(全学年) ○心の健康観察の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価アンケート評価の実施・まとめ ○授業参観 ○夏祭り巡視

	会⑭ ○夏祭り巡視			
8月	○生徒理解研修会② ○いじめ防止対策委員会⑮（生徒指導部会⑮）	○生徒会リーダー研修会		○学校運営協議会 ○学校保健委員会
9月	○生活アンケート(まとめと分析) ○いじめ防止対策委員会⑯（生徒指導部会⑯） ○いじめ防止対策委員会⑰（生徒指導部会⑰） ○いじめ防止対策委員会⑱（生徒指導部会⑱）	○市新人大会 ○ピア・サポート研修 ○修学旅行（3年）	○生活アンケートの実施 ○心の健康観察の実施	○PTA巡回指導
10月	○生活アンケート(まとめと分析) ○いじめ防止対策委員会⑲（生徒指導部会⑲） ○いじめ防止対策委員会⑳（生徒指導部会⑳） ○いじめ防止対策委員会㉑（生徒指導部会㉑） ○いじめ防止対策委員会㉒（生徒指導部会㉒）	○あまめま祭 ○県西新人大会 ○いじめ防止に関する道徳授業 ○ピア・サポート研修	○生活アンケートの実施 ○保護者対象いじめアンケートの実施 ○おしゃべりウィークの実施 ○心の健康観察の実施	○あまめま祭 ○学校運営協議会
11月	○拡大いじめ対策委員会⑳ ○生活アンケート(まとめと分析) ○いじめ防止対策委員会㉓（生徒指導部会㉓） ○いじめ防止対策委員会㉔（生徒指導部会㉔） ○いじめ防止対策委員会㉕（生徒指導部会㉕） ○いじめ防止対策委員会㉖（生徒指導部会㉖）	○いばらき教育の日 ○県民の日 ○ピア・サポート研修	○生活アンケートの実施 ○心の健康観察の実施	○教育振興大会
12月	○いじめアンケート集計を市教委へ報告 ○生活アンケート(まとめと分析) ○いじめ防止対策委員会㉗（生徒指導部会㉗） ○いじめ防止対策委員会㉘（生徒指導部会㉘） ○いじめ防止対策委員会㉙（生徒指導部会㉙）	○新入生説明会 ○ピア・サポート研修 ○生徒会選挙 ○冬休み指導	○生活アンケートの実施 ○三者面談（3年） ○心の健康観察の実施	○学校評価アンケート ○新入生保護者説明会 ○学校保健委員会で報告 ○授業参観
1月	○生徒理解研修会③ ○生活アンケート(まとめと分析) ○いじめ防止対策委員会㉚（生徒指導部会㉚） ○いじめ防止対策委員会㉛（生徒指導部会㉛） ○いじめ防止対策委員会㉜（生徒指導部会㉜）	○生徒会リーダー研修会 ○ピア・サポート研修	○生活アンケートの実施 ○心の健康観察の実施	○学校評価アンケート評価の実施・まとめ
2月	○拡大いじめ対策委員会③ ○生活アンケート(まとめと分析) ○いじめ防止対策委員会㉝（生徒指導部会㉝） ○いじめ防止対策委員会㉞（生徒指導部会㉞） ○いじめ防止対策委員会㉟（生徒指導部会㉟） ○いじめ防止対策委員会㊱（生徒指導部会㊱）	○バーチャル入試 ○ピア・サポート研修	○期末二者面談（1・2年） ○生活アンケートの実施 ○心の健康観察の実施	○授業参観（1、2年） ○学校運営協議会
3月	○生活アンケート(まとめと分析) ○いじめ防止対策委員会㊲（生徒指導部会㊲） ○いじめ防止対策委員会㊳（生徒指導部会㊳） ○いじめ防止対策委員会㊴（生徒指導部会㊴） ○いじめ防止対策委員会㊵（生徒指導部会㊵） ○次年度計画の策定、引き継ぎ	○3年生を送る会 ○卒業式 ○修了式 ○春休み指導	○生活アンケートの実施 ○心の健康観察の実施	

【資料2】いじめ問題等への基本的な対応の流れ

1 いじめ情報の入手…状況を確認しながら慎重に情報を収集する

情報収集の内容	<input type="checkbox"/> 誰が誰をいじめているのか（加害者と被害者の確認） <input type="checkbox"/> いつ、どこで起こったのか（時間と場所の確認） <input type="checkbox"/> どんな内容のいじめか 被害は（内容の確認） <input type="checkbox"/> いじめのきっかけは（背景と要因の確認） <input type="checkbox"/> いつ頃からどのぐらい続いているのか（期間の確認）
情報収集の手段	<input type="checkbox"/> アンケートの実施 <input type="checkbox"/> 保護者との連携 <input type="checkbox"/> 生活の記録 <input type="checkbox"/> 日常生活の観察 <input type="checkbox"/> 生徒との会話 <input type="checkbox"/> 教育相談 <input type="checkbox"/> 養護教諭との連携
情報収集の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめはない」などの個人的な解釈で看過しない。（報告・連絡・相談） ・他の職員からの情報や協力をもらう。（情報の共有） ・教師のいじめ問題解決への強い意志を示す。（「いじめ行為は絶対に許されない」という毅然とした指導をする）

2 いじめ対応チームの編成

<input type="checkbox"/> 担任 → <input type="checkbox"/> 学年主任 → <input type="checkbox"/> 生徒指導主事 → <input type="checkbox"/> 校長・教頭 → <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 （緊急性のある場合は 第1報） → <input type="checkbox"/> 坂東市教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた生徒及びいじめを知らせてくれた生徒を徹底して守る ・見守る体制の整備（登下校・休み時間、清掃時間、放課後 等）

3 対応方針の決定・役割分担

対応方針会議での協議内容	<input type="checkbox"/> 緊急度の確認（命に関わる可能性があるか） <input type="checkbox"/> 詳細な調査の必要性（調査の内容と方法の検討） <input type="checkbox"/> 具体的な指導・援助方針の検討（役割分担、支援チームの構成） <input type="checkbox"/> 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携の方向性
役割分担	<input type="checkbox"/> 担任・学年生徒指導担当・学年主任 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた生徒の事情聴取と支援 ・いじめた生徒の事情聴取と指導 <input type="checkbox"/> 学年主任・担任・生徒指導主事 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への対応 <input type="checkbox"/> 教頭 <ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会への連絡 ・保護者への対応 ・関係機関への対応
対応の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・事情聴取の際には複数で行い、指導記録を保存すること。 ・事情聴取後、速やかに校長（いじめ防止対策委員会）へ報告する。 ・状況に応じて、市教育委員会へ報告・相談をする。

4 正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

生徒	<input type="checkbox"/> いじめられた生徒、いじめた生徒、周囲の生徒から個別に聞き取りを行う。 <input type="checkbox"/> いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行うようにする。 <input type="checkbox"/> 事情聴取は、基本的に被害者→周囲の者→加害者の順に行う。 <input type="checkbox"/> 情報の食い違いが無いか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。 <input type="checkbox"/> 聴取を終えた後は、速やかに保護者へ説明する
保護者	<input type="checkbox"/> 事情聴取の内容を報告するとともに、具体的な対策を説明する。 <input type="checkbox"/> 支援や指導の協力を求め、学校との連携方法を話し合う。

5 具体的対応内容【いじめられた生徒への対応】

基本的な関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ①生徒の安全の確保に配慮して安心させ、生徒との信頼関係を築く。 ②生徒の話聴くことを重視し、その思いを受け止め、共感的理解に努める。 ③具体的支援については本人の意思や希望を大切に、意向を確認しながら進める。
いじめられた生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> ①いじめられた生徒を守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。 ②辛さ、悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応を一緒に考える。 ③決して一人で悩まず、周りの大人に相談することの重要性を伝える。 ④良い点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。 ⑤自己肯定感を回復できるよう、学級集団に溶け込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。 ⑥長期的視野に立って、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。
いじめられた生徒と個別面談する際の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ①秘密が守られる環境を用意する。 ②焦らずせかさず共感的に接する。 ③心の整理をする時間を十分に確保する。 ④これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。 ⑤まずは、教師は味方であるという関係からスタートする。
いじめられた生徒の保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ①発見したその日に、保護者へ連絡し、事実関係を伝える。 ②把握している実態や経緯等を隠さずに伝える。 ③学校としての指導方針を伝え、今後の対応について協議する。 ④保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。 ⑤学校として、子どもを守り通すことを十分に伝える。 ⑥家庭で、子どもの変化に気を付けてもらい、些細なことでも連絡をもらうように依頼する。

6 具体的対応内容【いじめた生徒・傍観者への対応】

基本的な関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ①いじめる行為が「命に関わる重大なこと」であり、「決して許さない」という毅然とした態度で臨む。 ②いじめられた生徒の心の痛みを気付けさせながら、いじめた気持ちや状況などを受容的、共感的な態度で十分に聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。 ③心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。
いじめた生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> ①いじめられた生徒の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。 ②自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別の関わりを継続する。 ③当事者だけでなく、周囲の生徒からの情報も収集し、正確な実態把握をする。 ④集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人ひとりの言動を正しく分析して指導にあたる。 ⑤何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容についてしっかり理解させる。 ⑥不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。 ⑦いじめた生徒の家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。 ⑧いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、おりに触れて必要な指導を行う。

いじめた生徒と個別面談する際の留意点	<p>①「開き直り」に対処する。暴力行為について、「ただ遊んでいただけ」などと教師や保護者を自分の都合の良い方向に言いくるめようとするところがあるが、終始毅然とした態度で、「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。</p> <p>②「被害者にも非がある」ことを認めない。自分の都合の良い方向に解釈することがあるので、「確かに、〇〇（いじめられた生徒）にも非があるよね」などと認めてはならない。</p> <p>③「いじめ」という言葉を使わずに指導する。いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りただけ」と自分の都合の良いように取り繕おうとする生徒もいる。「自分のものがなくなったり、他の人が使っていたりしたら、あなたはどう思う？」「相手が借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる？」というように、「いじめ」という言葉を使わずに、具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為なのだと指摘する。</p>
いじめた生徒の保護者への対応	<p>①責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた生徒や保護者の気持ちに共感してもらう。</p> <p>②「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。</p> <p>③子どものより良い成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。</p>
傍観者への対応	<p>①いじめられた生徒の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことであることを指導する。</p> <p>②はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。</p> <p>③見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について、共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。</p> <p>④いじめを訴えることは、「密告」ではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。</p>

7 指導体制の検討・今後の対応

状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。新しい検討事項が入ったら、指導体制を再検討していく。(事情聴取の際には複数で行い、指導記録を保存すること。)

【いじめ対応チームによる対応】

- 学校生活での意図的な観察及び助言（該当生徒と周りの生徒の状況）
【担任、学年主任、学年生徒指導、養護教諭】
- 学級担任へのサポート（情報交換、学級づくりへの支援）
【学年主任、生徒指導主事、管理職】
- 保護者との連携支援
【担任、学年主任、生徒指導主事、管理職】
- 関係機関との連携支援
【管理職、生徒指導主事】
- 教育委員会への報告
【管理職】

備考

R7.4月 改訂

R8.2月 見直し・改訂(R8年度年間計画・自殺が起きてしまったときの背景調査について加筆)